

学校いじめ防止基本方針

香川県立坂出工業高等学校

1 趣旨

平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行され、「学校いじめ防止基本方針の策定」と「学校におけるいじめ防止等のための組織を置くこと」が義務付けられた。

このことを受け、本校でも教職員はもとより生徒や家庭・地域、関係機関と連携協力して、いじめの防止を総合的かつ効果的に推進するため、以下のとおり学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本的施策

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであり、許されるものではない。このことを十分に理解したうえで、いじめの防止に取り組む。
- (2) 「いじめはどの生徒にも起こりうる問題である」という認識を持ち、その未然防止や早期発見などに、組織的かつ計画的に取り組む。
- (3) いじめの防止にすべての教職員で取り組むため、職員会議や学年団会議等での情報交換に努める。
- (4) 保護者や関係機関との連携を図る。また、心理や福祉等に関する専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。

4 いじめ防止委員会

上記の基本的施策を効果的に推進し、いじめ問題に対する措置が適切に行われるよう、いじめ防止委員会を設置する。なお、委員会は校長を委員長とし、委員は以下のとおりとする。

委員長	校長
委員	教頭（指導） 生徒指導主事 学科主任 学年主任 教育相談主任 人権・同和教育主任 生徒指導部副主事 生徒指導部分掌代表者 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

5 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止について

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。特に、下記の事柄に留意し、すべての教育活動を通して、生徒の健全な育成に努める。

- ① 基礎的・基本的な知識や技術・技能を確実に習得させるとともに、実践の中で言語活動の充実を図り、他者とのコミュニケーションに必要な思考力や判断力、表現力を育てる授業の方法を工夫する。また、生徒の学ぶ意欲を高め、学習習慣を定着させる指導方法や授業の改善に努める。

- ② 望ましい職業観・勤労観を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、将来を見据えた進路の実現に向けて挑戦する態度を養うため、ものづくりや資格取得指導の充実を図り、キャリア教育の推進に努める。
- ③ 地域社会の一員としての自覚を持たせ、豊かな感性やボランティア精神を培うとともに、郷土を愛する心を養い、積極的な地域との交流や奉仕活動を進める。
- ④ 規範意識・倫理観等を身に付け、自他を敬愛し、人権や礼儀を重んずる態度を養うためのホームルーム活動や学校行事を実施し、道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 部活動をとおして、協調性・社会性を育むとともに、自主・自律の精神を身に付けさせる。
- ⑥ インターネット・SNS上での誹謗中傷等、今日的な課題にも対応するため、不適切な書き込み等については、プロバイダに削除を求めるなどの必要な対策を講じる。また、生徒の生命等に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、教職員にかかわらず、まわりのすべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気づくことが重要である。どんな些細な行動や言動でも兆候が見られたら、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階で対応を行うことが大切である。そのために、各学期に1回アンケート調査と面談を定期的実施する。日頃から生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが重要である。

(3) いじめへの対応

いじめがあることが確認できた場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認し、組織的な対応を図る。また、いじめを受けたとされる生徒に対して家庭や教育委員会と連絡の上、関係機関との連携が必要な事案は校長の判断で連絡をとる。

教職員は、日頃からいじめを把握した場合の対処の方法について、職員会議等を通じて理解を深めておく。さらに、生徒の情報共有を図り、常に全職員で関わられるよう対応マニュアルを確認しておく。

(4) いじめの再発防止について

いじめの再発を防止するため、いじめ防止委員会が適切な対策を講じる。

- ① 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る取り組みを具体的に計画する。その際、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることのないように、適切な指導の在り方を研修の中に盛り込む。また、体罰禁止の徹底を図る。
- ② いじめの早期発見やいじめへの対応に係る取り組み等が、徹底して行われているかをチェックする。具体的には、年間計画に取り組みを検証する時期を盛り込み、チェックリストを作成して全教職員で実施する。
- ③ いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、いじめ防止委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

6 その他

本方針は、本校のホームページへの掲載により、保護者や地域住民が本方針を確認できるようにするとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に生徒・保護者・各関係機関等に説明する。また、毎年度末には、本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための改善を図る。